

社会福祉法人 敬信福祉会
あいの里ヘルパーステーション
重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 敬信福祉会
代表者氏名	理事長 兼 俊 佐 代 美
法人所在地 （連絡先）	大阪府大東市大字龍間 6 7 3 番地 3 電話 072-869-0788 ・ F A X 072-869-0577

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あいの里ヘルパーステーション
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 第 2 7 7 1 9 0 0 1 1 1 号
事業所所在地	大阪府大東市幸町 1 番 7 号
連絡先 相談担当者名	電話 072-869-3132 担当 浅田 玲子
事業所の通常の 事業実施地域	大東市、四條畷市、寝屋川市、東大阪市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる援助（入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等）の援助を適切に行うとともに、市および介護サービス提供者との密接な連携に努めます。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～日曜日（但し、12月30日～翌年1月2日を除く。）
営業時間	午前9時～午後6時

(4) 事業所窓口の営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12月30日～翌年1月2日を除く。）
営業時間	午前9時～午後6時

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	浅田 玲子
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
サービス提供責任者	訪問介護計画を作成し、利用者およびその家族へ説明のうえ同意を得ます。利用者の状態の変化や意向について関係者と密接に連携するとともに、訪問介護員に対する技術指導等を実施します。	1名
訪問介護職員	訪問介護計画に基づき訪問介護サービスの提供に当たります。	4名

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
身体介護	食事介助	食事の介助等
	入浴介助	入浴の介助等
	排泄介助	排泄の介助、おむつの交換等
	清拭	入浴が困難な方の身体を拭く等
	体位変換	体位の交換等
	通院介助	通院の介助等
生活援助	買物	日常生活に必要となる物品の買物
	調理	食事の用意等
	掃除	居室の掃除等
	洗濯	衣類の洗濯等

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

(単位：円)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬 総額)	利用者 負担額 【1割】	利用者 負担額 【2割】	利用者 負担額 【3割】
身体0 (20分未満)	昼間	166	1,834	184	367	551
	早朝・夜間	208	2,298	230	460	690
	深夜	249	2,751	276	551	826
身体1 (30分未満)	昼間	249	2,751	276	551	826
	早朝・夜間	311	3,436	344	688	1,031
	深夜	374	4,132	414	827	1,240
身体2 (30分～1時間)	昼間	395	4,364	437	873	1,310
	早朝・夜間	494	5,458	546	1,092	1,638
	深夜	593	6,552	656	1,311	1,966
身体3 (1時間～ 1.5時間)	昼間	577	6,375	638	1,275	1,913
	早朝・夜間	721	7,967	797	1,594	2,391
	深夜	866	9,569	957	1,914	2,871
身体4～ (1.5時間以降 30分増すごと)	昼間	83	917	92	184	276
	早朝・夜間	104	1,149	115	230	345
	深夜	125	1,381	139	277	415

生活2 (20分～45分)	昼間	182	2,011	202	403	604
	早朝・夜間	228	2,519	252	504	756
	深夜	273	3,016	302	604	905
生活3 (45分以上)	昼間	224	2,475	248	495	743
	早朝・夜間	280	3,094	310	619	929
	深夜	336	3,712	372	743	1,114

注1. 昼間(8～18時)、早朝(6～8時)、夜間(18～22時)、深夜(22～翌6時)

注2. 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画・訪問介護計画に定める時間数によるものとします。

(3) 加算について

①初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合

料金 2,210 円/月 (利用料 221 円/月)

②緊急時訪問介護加算

利用者や家族から要請を受けて、24 時間以内にサービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

料金 1,105 円/回 （利用料 111 円/回）

③介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

各種加算を加えた基本サービス費に 13.7%を加算

④介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

各種加算を加えた基本サービス費に 4.2%を加算

⑤やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車使用した場合の交通費は、以下の費用を徴収させていただきます。 事業所から片道 10 キロメートル未満 500 円 事業所から片道 10 キロメートル以上 1,000 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料不要
	ご連絡無く訪問がなされた場合	500 円
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

<p>① 利用料、その他の費用の請求</p>	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届けします。</p>
<p>② 利用料、その他の費用の支払い</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、利用月の翌月23日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い (イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>※お支払い方法は上記()にて行なう事と致します。</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあつたての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者およびその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。</p>

8 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地・電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所・電話番号・ 携帯電話番号	

10 苦情処理の体制・手順

苦情・相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面および今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

<p>【事業者の窓口】</p> <p>あいの里ヘルパーステーション サービス提供責任者 浅田 玲子</p>	<p>所在地 大阪府大東市幸町1番7号 電話番号 072-869-3132 ファックス 072-869-3133 受付時間 午前9時～午後6時</p>
<p>【市町村の窓口】</p> <p>大東市役所 高齢介護室</p>	<p>所在地 大阪府大東市谷川1-1-1 電話番号 072-870-9628 ファックス 072-872-8080 受付時間 午前9時～午後5時30分</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪府大阪市中央区常盤町 1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5446 ファックス 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時</p>

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大東市大字龍間 6 7 3 番地 3
	法人名	社会福祉法人 敬信福社会
	代表者名	理事長 兼 俊 佐 代 美 印
	事業所名	あいの里ヘルパーステーション
	説明者氏名	浅 田 玲 子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

ご家族 または 代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	